

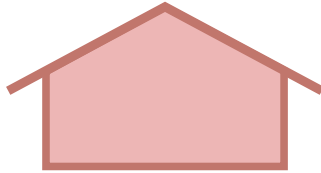
7 助成と税の優遇措置

経費の補助

<建築物(店・主屋・付属屋等)の場合>

伝統的建造物(特定物件)

修理



補助率 **80%**
上限額 **1,200万円**

伝統的建造物以外の建造物

修景

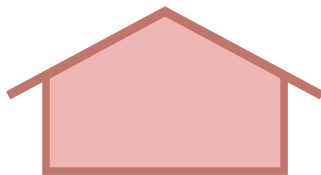


補助率 **70%**
上限額 **600万円**

<工作物(門・塀等)の場合>

伝統的建造物(特定物件)

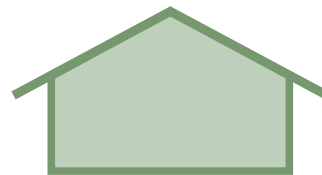
修理



補助率 **80%**
上限額 **400万円**

伝統的建造物以外の建造物

修景



補助率 **70%**
上限額 **200万円**

税の優遇措置

伝統的建造物(特定物件)



【相続税】
家屋及び土地の
評価額30%控除

伝統的建造物以外の建造物



【相続税】
優遇なし

*家屋を修景した
場合は、税額1/5
軽減(5年間)

技術的援助

町は、保存地区の歴史的風致を維持、形成するため、修理又は修景等に係わる設計相談などの必要な技術的援助を行うことができます。

保存団体などへの援助

町は、住民等により組織された団体等で保存地区の歴史的風致を維持、形成するために行う活動等に要する経費に対し、「村田町補助金等交付規則」及び「村田町補助金等交付要綱」により予算の範囲内で必要な補助を行うことができます。

普及啓発

町は、保存地区内における歴史的風致の維持、形成を推進するため、必要な普及啓発に努め、住民の良好な生活環境の整備を図ります。

8 拠点施設・防災施設・環境整備など

拠点施設等

町は、保存地区に係る各種情報提供、住民と来訪者等の交流、伝統的建造物の調査研究、町並みの学習その他歴史的風致の維持、形成を推進するための拠点として既存施設等の活用を図るとともに、歴史を活かしたまちづくりに対する意識の向上に努めます。

また、保存地区に対する理解を促し、保存の意識を啓発するために必要な案内板の設置に努めます。

防災施設等

町は、保存地区の総合的な防災計画を策定し、様々な災害に対する安全性の確保に努めます。地区の防災施設については、歴史的風致に調和した消火設備を設置するなど、施設の整備を図ります。また、初期消火組織の整備及び自主防災組織の育成を図ります。

環境の整備等

町は、保存地区において歴史を活かしたまちづくりを推進するため、町並みの履歴を考慮した環境整備を図るよう努めます。路面の舗装及び側溝の改良等については、保存地区の歴史的風致に調和したものになるよう整備に努めるとともに、街路灯、電力柱、電話柱及び架線等の整備に努めます。

また、訪問者等の駐車場及び誘導案内板、建築物等に設置する屋外広告物その他保存地区内の設置物等については、歴史的風致と調和した保存地区に相応しい整備を推進します。